

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第2回 ワークショップ記録

日時	平成22年11月28日(日) 14:00~16:30
場所	久喜総合文化会館
参加者	市民ワークショップ会員：48名 久喜市自治振興課：6名 株地域総合計画研究所：5名
次第	1 開会 2. ワークショップの進め方検討 3. グループ別検討 4. グループ別検討結果の発表 5. 所属グループの検討 6. 閉会
配布資料	資料1 自治基本条例策定スケジュール 資料2 ワークショップの目的と役割 資料3 ワークショップの進め方(案) 資料4 会議のルール 資料5 検討項目1：自治の「目的」と「理念」に関する論点 資料6 検討項目2：条例の「位置付け」に関する論点 資料7 第1回ワークショップ記録 参考資料 新市基本計画

○記録の要旨

1 開会

- ・ 関根参事より挨拶
- ・ 配布資料の確認

2 ワークショップの進め方検討

- ・ 資料説明に対し、質問や意見は出なかったため、後で質問等を思いついたら次のグループ別検討の中で発言するようお願いした。

3 グループ別検討

- ・ グループに分かれて検討を行った。

※グループ別検討の記録は別紙参照

4 グループ別検討結果の発表

- ・ グループの進行役による、検討内容の発表を行った。

5 所属グループの検討

■ワークショップの開催回数や検討方法についての再確認

- ・ この期間中に、市民ワークショップの回数を多く設けたほうが、より良い意見が出ると思われるが、どうか。

(市) 回数を増やす方法、回数を同じにして会議時間を増やす方法の2通りがある。または現状で良いと意見もあるかと思われる。皆さんの希望を伺い、回数や時間を決めたい。

- ・ 期間が限られており、回数を増やすしかないと思われる。期間が延ばせるなら延ばすほうが良い。

(市) 旧1市3町の合併調整方針で、合併後1年以内に旧久喜市の自治基本条例を参考に策定ということであったが、市民の皆さんの参加を得て策定することとしたため、期間を延ばした経緯があり、これ以上検討期間を延ばすのは難しい。

- ・ 各回の間隔を短くし、回数を増やしたほうが良いのではないか。
- ・ 各回の時間を長くする方が、テンションが高まった状態で検討する時間が長くなるので良いのではないか。
- ・ 事前に資料があれば、都合の良い時間に考えてから会議に臨むことができるが、事前配布は可能か。

(市) 可能である。

- ・ 4月10日までに仕上げる、あるいは、良いものを作るために時間を超過しても良いという考え方があると思われる。
- ・ 回数より密度だと思われるので、正規の会議は提案された回数で行い、それを補完するためメール等を活用した議論を行ったらどうか。
- ・ 提案された検討方法のテーマについて、自分の好きなテーマを選択できるのか。

(市) 皆さんの選択を尊重するが、あまりにもテーマ間に人数の偏りがある場合には調整をお願いすることもある。

(市) 意見が出尽くしたようなので、資料を事前配布することを前提として、回数は当初の提案通りとし、会議の時間を本日の2時間から2時間半や3時間程度へ変更し、グループでの検討時間を長めにすることにしたい。

【了承】

■所属グループの検討

- ・ 各自付箋紙に名前と希望するテーマを書いてもらい、模造紙に貼り付けた。
- ・ 欠席者が15名いるため、欠席者の希望も聞き、第3回の冒頭にグループを確定することとした。

6 閉会

- ・ 次回は、策定審議会への市民ワークショップ代表を決めることを伝えた。

第2回 グループ別検討の記録

Aグループ

1. 自治の「目的」についての検討

【わかりやすく表現することが必要】

- ・ 旧久喜市の自治基本条例で良いと思う。なるべく具体的に分かりやすく。
- ・ 規模が大きくなったからこそ、もっと身近に感じる久喜の自治を表現する。自分たちは関係ないと思わせないように。
- ・ 表現はより踏み込んで具体的に。

【幸せに暮らせるまち】

- ・ 市民が安心安全で幸せに暮らすことができるように。
- ・ 平和で豊かな暮らし。
- ・ 豊かで暮らしやすいまちを皆で作上げる。

【福祉が充実したまち】

- ・ 福祉が充実したまち。
- ・ 子供から高齢者まで健やかに暮らせる。福祉の充実。

【市民主体】

- ・ 市民主役という言葉が示すように、市民が市政の中心であることをうたう文言をいれてみてはどうか。
- ・ 市民参加をより促す文面。形骸化させないために。
- ・ より市民主体の条例であるべき。

【PDCA】

- ・ PDCAに触れてほしい。

2. 自治の「理念」についての検討

【協働】

- ・ 市民、行政などが協働していく。

【仲良く】

- ・ 資料を簡単に目を通しただけだと、都市宣言での「平和都市」なのかと思うが、ここまでくるのに費やした時間や気持ちを考慮すると、まだなんとも言えず仲良くしていきたいという気持ち。
- ・ 旧1市3町がそれぞれを尊重して仲良くしていきたい。
- ・ 地域特性を盛り込むべき。

3. 条例の「位置付け」についての検討

【最高規範としての位置付け】

- ・ 市政運営の最高規範とし、他の条例等の改廃に影響力を発揮するようにすべき。
- ・ 最高規範＝事業執行上の憲法とする。

【他の条例と同等で良い】

- ・ 他の条例と同等の扱いで良いのではないかと。旧久喜市では「最高規範」という表現をしていたが、最大限に尊重するという努力義務程度の文言にとどまっている。それならば最高規範という表現を使う必要はないのではないかと。（拘束力がない。）

【市民が納得いく形に】

- ・ 市民が納得いくことで始めることである。
- ・ 協働（市民と行政）が飾りでは困る。

【バランス良く】

- ・ 現在ある条例とのバランスが大切だ。

4. その他（進め方等について）

【市民参加、参画】

- ・ 地域のコミュニティ活動と密接連携を条例に盛り込む。
- ・ 市民参画を実行力がある形で条例に盛り込む。

【情報公開】

- ・ 真の情報公開を。

【旧久喜市自治基本条例の扱いについて】

- ・ 旧久喜市の条例は、新市の条例を考えるための資料としても良いのではないかと。
- ・ 旧久喜市の条例を一条ずつ検討したら良いのではないかと。

【市民ワークショップへの参加について】

- ・ 当日配布の資料の量も多く、まだ細かいところは良くわからない。
- ・ 自治基本条例の策定状況や、合併後のその他の環境について、市と町のレベルが違うので、戸惑いがある。
- ・ 条例を作るメリットがまだ分からない。

【市民ワークショップの進め方】

- ・ 資料は事前配布としてほしい。
- ・ 事前配布資料と一緒に付箋紙も送付し、家で検討項目について考えた意見を書けるようにしてほしい。
- ・ 議論の進捗状況に応じて、ワークショップの進め方を臨機応変にしてほしい。

Bグループ

1. 自治の「目的」についての検討

【市の目指すべき姿】

- ・ 合併後の共通認識づくり、合併後のまちづくりの基本理念。
- ・ 合併してよかったと思えるまちづくり。
- ・ 合併は本当に役に立つのか。
- ・ 納税にみあう安全・安心なまちづくり。

- ・ 「豊かな未来の創造」
- ・ 新しいまちづくりをすることで、豊かな未来を創造する。
- ・ 文化田園都市として、更なる発展をする。
- ・ 地域の特色を活かした市政運営。

【主体と役割】

- ・ 市民、行政、議会の役割分担を共有するため、市民・行政・議会の役割と責務、権利と義務を明確にする。
- ・ 目的を定め、各主体がそれを達成するよう努力する。
- ・ 市民、行政が協力してまちづくりを進めるための原点となるもの。
- ・ 協働のまちづくりのための市民と行政の役割分担等を考えてみる（市政運営）。
- ・ 行政だけに頼るのではなく、市民が市政に参加する。
- ・ 市民主権、市民主体の市政運営。
- ・ 市民が活動しやすい仕組みづくり。

2. 自治の「理念」についての検討

【どのような久喜市のまちになればよいのか】

- ・ ずっと住み続けたいまち。これからも住み続けていきたいと思うまち。
- ・ 安全・安心、市民生活がしやすいまち。
- ・ 子どもを育てやすい環境整備。
- ・ 文化田園都市としての自然環境に配慮した考え。
- ・ エコを目指した環境づくり。ごみを拾う姿を子どもに見せる。観光地となりうる環境整備。
- ・ 徒歩圏のまちづくり。
- ・ 地域の独自性。
- ・ 自主、独立。
- ・ 財源が無い中で、一部の人に予算が支出されるようになっている。
- ・ 「予算」から「行政サービス」を作るのではなく、「行政サービス」がどれだけ必要かを決めてから「予算」を作る。

【自治の考え方】

- ・ 市民主役。
- ・ 市民がともに尊重し、ともに助け合う「共生」の考え方。
- ・ 市民・議会・行政の協働。
- ・ 協働のまちづくり＝まちとは私達の生活の場そのものであると思う。

3. 条例の「位置付け」についての検討

【最高規範性】

- ・ 市民生活のなかで一番優先して守る約束。
- ・ 旧久喜市と同様に「最高規範」となるものとする。
- ・ 他の条例との関係を再検討する。

- ・ 「新市のまちづくりの基本理念」等との整合性を検討する。
- ・ 市政運営の最高規範であり、この条例の趣旨を最大限尊重する。

【わかりやすいもの】

- ・ 誰でも理解でき、誰でも守れるもの。
- ・ 難しく書かない。分かりやすく。

4. その他（進め方等について）

- ・ 今回は、素案。
- ・ 市民が、何をしたいのかを出す。
- ・ 何でも提言できるまちにして欲しい。
- ・ 市民の思いが通る条例にして欲しい。
- ・ 例えば、松戸市の「すぐやる課」など、市民の意思で、行政のやりかたも変わってくる。
- ・ 地域の商店街はシャッター通りになっている。住み続けられる条件がなければ、市から出て行ってしまうことにもなる。大型施設に集まり、あるいは、市外のターミナルに行ってしまう。
- ・ 結局は、市民意識、市民力に行き着く。
- ・ 条例そのものも大事だが、何より、市民同士が議論することが大切だと思う。

Cグループ

1. 自治の「目的」についての検討

【自治の主役】

- ・ 人が主役である。
- ・ 市民が主体となって久喜市の自治を進めていく。

【条例が目指すもの】

- ・ 安心して暮らせるまち。
- ・ 自然環境を大事にするまち。
- ・ 子どもを育てやすいまち。今の世は子どもを育てにくくなっている。
- ・ 子どもが残るような、帰りたくなるようなまち。故郷として誇りが持て実感できるまち。
- ・ 格差のないまち。合併によって新たな地域格差を作らない、地域全体がレベルアップするまちづくり。
- ・ 公共・公益施設などを利用するのに、移動に便利なまち。
- ・ 協同調和で暮らせる地域社会のまち。
- ・ 共生と共栄ができる社会。
- ・ 市民中心の自主自立のまち。

- ・文化田園都市。理科大との交流を通じて、活性化を考える。実際には交流が少ないのでもっと活性化したい。理科大生としては市民との交流する場が少ないと感じている。もっと気楽に交流する場があれば、いろいろなものに参加したい。理科大は外国からの留学生が多いので国際交流の場にもなると思う。

【自治の進め方】

- ・市民が互いに協力してまちづくりができる考えを共有し、市民皆でまちづくりを行う。
- ・市民と行政が協働してまちづくりを進める。
- ・市民が主体となって久喜市の自治を進めていく。
- ・行政は市民の意向を尊重してまちづくりを進める。
- ・市民と行政が一体となって、魅力的なまちをつくる仕組みをつくる。

【条例の性格】

- ・市民誰もが理解できるものを目指す。
- ・市民に分かりやすい条例とする。
- ・行政の責任、市民の責務を定めたもの。
- ・市民の権利と責務を定めたもの。

【条例の必要性】

- ・条例を定めることで本当に自分たちの生活が良くなるのか、他の市で手がついていないことを率先して久喜市がやる意味はどこにあるのか、疑問に感じている人も多い。そのため、条例の必要性が感じられるものにする。

2. 自治の「理念」についての検討

【目的と理念との関係】

- ・目的と理念との内容の書き分けが難しいので、とりあえずは分けて検討するが、最終的には再度見直していくことが必要だ。

【誇りあるまち】

- ・久喜市民で良かったと思えるまちづくり。
- ・誇りあるまちづくりを行う。

【環境調和】

- ・環境調和をかかげるまち。次世代に持続可能なまちを受け継ぐようにすることが重要と思う。

【健康・安全・安心な都市】

- ・市民が健康に暮らせることはもとより、久喜がまちとしても健康であること。
- ・市民が安全に安心して暮らせるまち。

【平和都市は理念に入れる必要はない】

- ・合併前の1市3町では、平和都市に類する都市宣言が制定されているが、平和は国家としての課題であり、地方自治体が重要課題として目指すものではないと思う。
- ・市民にとってみれば、平和よりも安全・安心のほうが重要で、市民の視点から言えば、平和は安全・安心に置き換わるもの。

3. 条例の「位置付け」についての検討

【最高規範性】

- ・ 条例での最高規範性は、法的にも根拠が弱く、明示するのは不要と思う。条例の内容が最高規範を表すものになっていれば良い。
- ・ 他の条例は、自治基本条例を尊重して決めていくことを示す。

4. その他（進め方等について）

【条例への市民の関心】

- ・ 市民全員が主体というが、市民がどれほど関心を持つのだろうか。
- ・ 関心を持ってもらえる条例づくりを進めることが必要だ。

Dグループ

1. 自治の「目的」についての検討

【公平性】

- ・ 市全体において共通の利益や負担をはじめとして公平性が必要である。

【安全なまちづくり】

- ・ お年寄りをはじめとした一人暮らしの方が安全に生活できるまちづくりが必要である。夜間のまちの照明が暗い。犯罪防止のためにも明るくして欲しい。

2. 自治の「理念」についての検討

【コミュニティと高齢社会】

- ・ 高齢者の活用をコミュニティづくりの中で具体化していく必要がある。
- ・ 全域にまたがるコミュニケーションの醸成が必要不可欠であり、地域コミュニティづくりが大切である。
- ・ 高齢化が進んでおり、老人ホームをはじめとして高齢者への対応を充実させるべきである。
- ・ コミュニティ活動のために、活動施設や活動場所の充実が必要である。
- ・ 地区コミュニティ協議会の設置が必要である
- ・ 地域で助け合うためにコミュニティ社会を作る必要がある。

【新市の一体性】

- ・ 新市の一体感を意識した市政を求めたい。
- ・ お祭や伝統行事など新市になってもバラバラな感があり、一体感が必要である。
- ・ 一体化を目指したまちづくりが良い。

【まちづくりのビジョン】

- ・ 1市3町における現状、資源の検証の上に立った、まちづくりのビジョンを作成する必要がある。

- ・ 新市の基本理念である文化田園都市とは何か。

【協働・参画】

- ・ 市民の参画と協働を行政はどこまで対応できるのか。

【議会】

- ・ 議会のことが広報でしか分からない。市民寄りの問題・意見収集の方法に工夫が欲しい。

【市の財政改善】

- ・ 基本的に市が豊かにならなければ何もできない。そのため、市としての収入増加を考えて欲しい。

【個人情報と行政】

- ・ 個人情報を聞いても行政や民生委員は教えてくれない。行政の持っている情報を地域自治会が共有できる方法や工夫が必要である。

【市政の宣伝・情報開示】

- ・ 市の宣伝方法はホームページと広報のみ。もっと宣伝しても良いのではないか。
- ・ 福祉や文化など、市政の現状の開示と分析が必要である。
- ・ 新市の特長、良さ、課題を認識している市民が少ないのではないか。

【学校跡地の有効活用】

- ・ 学校跡地を有効に活用して欲しい。4階建ての1階部分が利用できない現状がある。
- ・ 災害発生時における避難場所として指定されているが、実際問題として、市の行政に学校跡地の活用を考えて欲しい。
- ・ 少子化が進行する中で、学校施設の有効活用を推進して欲しい。

3. 条例の「位置付け」についての検討

【条例の位置付け】

- ・ 「最高規範」との表現があるが、この条例は努力目標であり、他の方針や条例を「縛る」位置付けではない。
- ・ 条例を作っただけでは意味が無い。ゴミの分別や処理などの具体的な事柄にしても、罰則規定が無いために効果がない。

4. その他（進め方等について）

【ワークショップの進め方】

- ・ 新市の全体像や現状（良い点や悪い点など）の情報を知らせてもらった上で、ワークショップを進めて欲しい。
- ・ 旧久喜市の条例が資料としてあるため、これをたたき台として加除や修正を行えば、作業が早く効率的と思われる。
- ・ 新市の特長、良さ、課題を認識している市民が少ないのではないか。
- ・ 広島県廿日市市の条例づくりや北海道栗山町の議会基本条例は参考になる。
- ・ そのために、現状や資源などについての情報をワークショップで欲しい。

【個別・具体的案件の問題】

- ・ 農地の耕作放棄地が徐々に増えており、草が生い茂ったりゴミが捨てられたりしているため、対策が必要である。
- ・ 福祉施設の有効利用を行政は考えるべきである。新市におけるまちづくりの一項として取り入れたい。
- ・ 利根川が決壊すると大被害となる。家が移転すれば堤防が完成するが、まだ半分以下しか移転できていない。早めの対応をお願いしたいが、この利根川の堤防の件を市のまちづくりの大きな項目として取り上げたい。
- ・ 宇都宮線の終電が早いため、JRとの交渉をお願いしたい。
- ・ 旧久喜市には10の小学校単位があり、その10地区でコミュニティをつくる。
- ・ 旧久喜市は他の旧3町に比べてコミュニティ組織やコミュニティ作りが遅れている。
- ・ 高齢者福祉の問題として、文化会館や病院などの公共施設や、買い物などの日常生活に必要な場所を巡回するバスを運行してほしい。
- ・ 自治会は個人情報によってかなり苦勞させられている。
- ・ 住民世帯台帳の作成が必要である。
- ・ 公的機関を中心として、1市3町を巡る循環バスが必要である。
- ・ 市民祭や町民祭の統一が必要である。

Eグループ

1. 自治の「目的」についての検討

【まちづくりの推進】

- ・ 久喜市の地域に活力をつけるため、まちづくりを進めることを促進できるようにすることが、条例策定の目的である。
- ・ 市民のまちづくりへの関心が薄く、市民参加のまちづくりが難しい。この状況を少しでも克服できるようにするのが、条例策定の目的である。
- ・ 若い人からお年寄りまで、多くの世代がまちづくりに参加できるシステムをつくるのが、条例策定の目的である。
- ・ 住民自治の仕組みをつくるのが、条例策定の目的である。

【市政運営の原則】

- ・ 市政運営の基本原則となるものをつくるのが、条例策定の目的である。
- ・ 市民中心、市民主体の市政運営が行えるような仕組みをつくるのが、条例策定の目的である。

【協働のまちづくり】

- ・ 行政と市民が協力、協働してまちづくりを推進できるようにするのが、条例策定の目的である。

【行政の透明性、行政への参加】

- ・ 例えば、各市民団体への助成金が不透明、不明確である。市民からみて行政運営が透明であるようにするのが、条例策定の目的である。
- ・ 市民が市政に参加しやすく、また市民の意見が市政に通るようにするのが、条例策定の目的である。

2. 自治の「理念」についての検討

【人の自立、自律】

- ・ 都市の発展と水・緑の環境保全は矛盾するような側面がある。都市の発展とは何か、環境保全とは何かの基本を示すことが、理念では求められるが、相矛盾することを表現することは難しい。結局は「人は他人に迷惑を掛けてはいけない」といった、人間の自律・自立の観点を自治基本条例の理念とするのがよい。

【旧久喜市の条例の理念】

- ・ 理念は、分りにくいものが多い。また、あってもなくてもよいものでもある。そうした見方からは、旧久喜市の条例の理念はそれなりに記述されているので、旧久喜市の理念でよい。

3. 条例の「位置付け」についての検討

【久喜市の条例の基本】

- ・ 自治基本条例は、久喜市の他の全ての条例の「おおもと」になるものである。
- ・ 自治基本条例は、久喜市の他の全ての条例を要約したものである。
- ・ 自治基本条例は、久喜市の他の全ての条例をチェックする機能を持ったものである。

4. その他（進め方等について）

【旧久喜市の自治基本条例について】

- ・ 旧久喜市の自治基本条例は策定して概ね5年近く経ており、見直すのに良いタイミングである。
- ・ 旧久喜市の自治基本条例は市民に浸透していないし、条例の存在すらよく知らない市職員もいる。
- ・ 旧久喜市以外の自治体の住民の多くは、自治基本条例を知らない。
- ・ 旧久喜市の自治基本条例は、市民にどう伝わったのか、どう伝えようとしたのか振り返ることが必要であり、課題を整理して、これからの参考とすべきである。

【分かり易い自治基本条例に】

- ・ 旧久喜市の条例は、20歳の学生目線からも理解しにくい。中学生にもわかるような条例にすべきである。
- ・ 条例文はイラストや漫画などを使って、分かり易い表現とするのがよい。